博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、「博物館の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の一部を改正する。

2 改正の内容

規則第2条から第9条までを改正するとともに、第5条の2及び第10条を新設する。(詳細は「新旧対照表」のとおり)

<主な改正点>

- (1) 教育長に委任する事務の追加(第2条)
 - ・ 法第 13 条第 3 項 (法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき学識経験を有する者の意見を聴くこと。(第 2 号)
 - ・ 法第16条に基づき定期報告を受理すること。(第5号)
 - ・ 法第 17 条に基づき運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。 (第6号)
 - ・ 法第18条に基づき勧告し、及び命令すること。 (第7号及び第8号)
- (2) 登録申請書に添付する書類等(第3条)
 - ・ 法第13条第1項第3号から第5号までに基づき基準に適合していることを 証する書類(第2項から第5項まで)
- (3) 定期報告(第5条の2)
 - ・ 法第16条に基づく報告の様式等を定める。
- (4) 指定申請書に添付する書類等(第7条)
 - ・ 博物館法施行規則第 23 条第2項第1号から第3号までに基づき添付する書 類 (第1項から第3項まで)
- (5) 実施細目(第10条)
 - ・ 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

3 施行期日

令和5年4月1日